

平成 27 年度第 2 回大山崎町個人情報保護運営審議会会議録

日時：平成 27 年 8 月 17 日（月）午後 1 時 30 分 ～ 午後 3 時 00 分

場所：大山崎町役場 2 階 防災会議室

出席者：委員＝石山浩二委員、小幡浩也委員、柴田光藏委員、萩原経委員、長谷川央委員
事務局＝蛭原政策総務課長、本部企画観光係リーダー、沖企画観光係員

《内 容》

1 開会

蛭原政策総務課長から開会あいさつ。

2 議事

(1) 大山崎町個人情報保護条例の一部改正について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）（以下、「番号法」）の施行に伴う、大山崎町個人情報保護条例の一部改正について、事務局から、番号法の概要及び一部改正の内容について説明を行った。

条例の一部改正にかかる審議の概要は、以下の通り。

○第 7 条の改正について

委員 国の法律では、特定個人情報をオンライン結合により提供をしてもよいと規定されているのか。

事務局 オンラインで情報を提供することを前提として制度設計されている。

会長 国の法律で義務づけられているのであれば、特定個人情報のオンライン結合による提供の取扱いについては、合理的に判断して、改正案で問題ないであろう。

委員 特定個人情報ではない個人情報は、従来通りの扱いか。

事務局 その通りである。

○第 8 条の改正について

委員 特定個人情報を除く理由は何か。特定個人情報に係る提供先に対する措置要求については、国の法律にゆだねているということか。

事務局 その通りである。

○第 13 条・第 14 条の改正について

会長 国の法律に倣い、任意代理人による特定個人情報にかかる開示請求については、合理的に判断して、改正案で問題ないと思うがどうか。

（委員同意）

○第18条の改正について

会長 特定個人情報にかかる開示請求についての決定は、国の法に倣って30日以内という案が示されている。特定個人情報以外の個人情報については、改正せずに15日のままであるが、改正が必要であれば今後の審議会で検討してはどうか。

○第21条の改正について

委員 条文の記載について、改正案では「前項の費用…」となっているが、「前項の規定に関わらず、」という表記でもよいのではないか。

事務局 ご意見を参考に、改めて検討させていただく。

上記以外の条文の改正を含め、条例の一部改正案について了承された。

3 その他

条例の改正時期等について、事務局から説明を行った。その後、番号法等に関する意見交換が行われた。

4 閉会